

川口市就学援助における新入学用品費の入学前支給について

川口市教育委員会

令和8年4月小学校入学生の保護者のかたを対象に、就学援助制度における新入学用品費の入学前支給を行います。（申請が必要です。申請後に所得の審査があります。）

◎支給の対象となるかた（次の①～④すべての要件を満たすかた）

①申請時に川口市に居住しており、かつ令和8年4月以降も継続して居住する

- ・入学式前に川口市外に転出するかたは、転出先の市区町村教育委員会にご申請ください。支給後にやむを得ず市外へ転出された場合、返金いただくか、二重支給を防止するため、川口市において支給を行った旨を転出先自治体に通知いたします。

②令和8年4月に国立・県立・市立の小学校に入学予定である

- ・国立・県立の小学校に入学する可能性のあるかたも、条件を満たしていれば川口市就学援助の対象となります。国立・県立の小学校に入学が決定した時点でご申請ください。（申請書を提出する場合は、事前に川口市指導課までご連絡ください）
- ・私立の小学校は、就学援助制度対象外です。私立の小学校へ入学を検討しつつ、国・県・市立の小学校への入学の可能性もあるかたは、国・県・市立の小学校に入学が決定した時点でご申請ください。支給後に国・県・市立の小学校に入学しなかった場合は、返金していただきます。

③令和8年4月1日時点において、川口市の就学援助の受給対象者となる認定の条件を満たしている

- ・生計が同一のかた全員の令和6年中の合計所得が、就学援助の認定基準額を下回ること。
- ・生計が同一のかた全員の年齢構成は、令和8年4月1日を基準とします。
- ・認定となる所得のめやすについては、《就学援助のお知らせ》をご覧ください。

④転入等により、他自治体から新入学用品費を支給されていない

- ・川口市に転入する前に居住していた自治体から支給されているかたは、対象外となります。

◎申請方法（入学前に早期に支給を受けたい場合）

令和 年 月 日（ ）までに、必要書類を、入学予定の国立・県立・川口市立の小学校に提出してください。（※切は学校ごとに異なります。）

- ・川口市立以外の小学校（国立・県立）に申請書を提出する場合は、事前に川口市指導課までご連絡ください。
- ・上記の期限を過ぎても、最終期限の令和8年4月8日（水）までは申請を受け付けますが、その場合、認定者への新入学用品費の支給は、令和8年3月以降となります。
- ・必要書類については、《就学援助のお知らせ》をご覧ください。
- ・令和8年4月9日（木）以降に就学援助の申請をされたかたは、新入学用品費の支給対象外です。

裏面へ続く

◎支給額・支給日等（予定であり、変更となる場合もあります）

支 給 額：54,060円

支 給 日：令和8年2月27日（金）

支給方法：指定口座に振込み

◎留意事項

①就学援助の審査結果（認定または不認定）の通知は、入学後に学校を通じてお渡しいたします。

②入学前に就学援助の認定を受けたかたは、継続して令和8年4月から6月の就学援助が受けられますので、改めて入学後に申請手続きを行う必要はありません。

※ただし、令和6年中の所得により認定となるのは、令和8年4月分から6月分までです。7月分以降につきましては、令和7年中の所得により、あらためて審査し、審査結果（認定または不認定）をお送りいたします。審査に必要となる書類について、後日提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

新入学用品費 入学前支給の流れ

令和7年10月～11月



令和7年11月～12月

※学校により異なります。



令和8年2月27日

（予定）



令和8年4月

- ・就学時健康診断において、案内文書「就学援助のお知らせ」及び「川口市就学援助における新入学用品費の入学前支給について」（このチラシ）を配付。
- ・申請するかたは、必要書類を入学予定の小学校に提出。

申請締め切り

（認定のかたのみ）指定口座に入金

- ・（認定・不認定にかかわらず）決定通知を配付
 - ・（認定のかたのみ）学用品費等の支給開始
- ※原則、各月の末日



問い合わせ先：

川口市教育委員会 指導課 庶務係

電話 048-259-7663